

## 住居確保給付金について

### 1. 概要

離職等によって住居を喪失またはそのおそれのある方の家賃の一部を、北区が賃貸住宅の貸主または管理会社等の不動産媒介事業者等へ代理納付する形で支給する制度です。

#### (1) 支給対象者

**住居確保給付金チェックリスト**（5～8 ページに掲載）により対象となる方

※住居確保給付金チェックリスト（p5～8）を使い、申請ができるかをご確認ください。

#### (2) 支給額

##### ① 世帯の収入合計額（※1）が＜表 A＞の「基準額」以下の世帯

実際の家賃額（※2）と＜表 B＞の「制度上の支給上限額」を比較し、より低額な方の金額が支給されます。

##### ② 世帯の収入合計額（※1）が＜表 A＞の「基準額」を超える世帯

実際の家賃額（※2）に＜表 A＞の「基準額」を加えた金額から、世帯の収入合計額（※1）を差し引いた額と＜表 B＞の「制度上の支給上限額」を比較し、より低額な方の金額が支給されます。

**実際の家賃額（※2）＋＜表 A＞の「基準額」－ 世帯の収入合計額（※1）＝ 支給額**

★ただし、＜表 B＞「制度上の支給限度額」と比較し、より低額な方の金額を支給

＜表 A＞

世帯人員	基準額
単身	84,000円
2人	130,000円
3人	172,000円
4人	214,000円
5人	255,000円
6人	297,000円
7人	334,000円

＜表 B＞

世帯人員	制度上の支給限度額
単身	53,700円
2人	64,000円
3人	69,800円
4人	69,800円
5人	69,800円
6人	75,000円
7人	83,800円

＜注意＞

#### ※1 「世帯の収入合計額」

→チェックリスト2を使用し、算出してください。算出にあたっては、チェックリスト2の別添（1）をご参照ください。

#### ※2 「実際の家賃額」

→賃貸借契約書に記載された実際に支払っている家賃額で、賃料のみが対象となります。  
管理費や共益費等は対象外です。

## ◆住居確保給付金支給額の算出(例)

【例1】単身世帯。アパートの貸主には73,000円支払っている。73,000円の内訳は、賃料70,000円、管理費3,000円である。申請月の給与（総支給額）は80,000円である。給与以外の収入はない。

**支給額=53,700円**

★「世帯の収入合計額」はこの世帯の場合、給与総支給額の80,000円で、＜表A＞の「基準額」（単身世帯は84,000円）以下であるため、実際の家賃額（貸主に支払っている73,000円のうち賃料にあたる70,000円）と「制度上の支給限度額」（単身世帯は53,700円）を比較してより低額な方の金額が支給額となる。

【例2】夫、妻、子ども（小学生）の3人世帯。アパートの貸主には93,000円支払っている。93,000円の内訳は、賃料90,000円、管理費3,000円である。申請月の就労収入は、夫200,000円、妻30,000円（いずれも給与総支給額）。就労収入のほかに児童手当（月額10,000円）が支給されている。

**支給額=22,000円**

家賃90,000+基準額172,000-世帯の収入合計額240,000=22,000円 ←より低額  
制度上の支給上限額69,800円（3人世帯）

★実際の家賃額（貸主に支払っている93,000円のうち賃料にあたる90,000円）に＜表A＞の基準額（3人世帯は172,000円）を加えた金額から、世帯の収入合計額240,000円（夫給与200,000円+妻給与30,000円+手当10,000円）を差し引いた額=22,000円と制度上の支給限度額（3人世帯は69,800円）を比較してより低額な方の金額が支給額となる。

【例3】夫、妻、子2人（21歳・大学生と13歳・中学生）、夫の母親の5人世帯。アパートの貸主には158,000円支払っている。158,000円の内訳は、賃料153,000円、管理費5,000円である。申請月の就労収入は、夫の給与200,000円、妻のパート代30,000円、長子のアルバイト代30,000円（いずれも総支給額）。就労収入のほかに夫の母親の年金1か月あたり42,000円、児童手当（月額10,000円）が支給されている。

**支給額=69,800円**

家賃153,000+基準額255,000-世帯の収入合計額312,000=96,000円  
制度上の支給上限額69,800円（5人世帯） ←より低額

★実際の家賃額（貸主に支払っている158,000円のうち賃料にあたる153,000円）に＜表A＞の基準額（5人世帯は255,000円）を加えた金額から、世帯の収入合計額312,000円（夫給与200,000円+妻パート代30,000円+長子アルバイト代30,000円+夫の母親年金月額42,000円+手当10,000円）を差し引いた額=96,000円と制度上の支給限度額（5人世帯は69,800円）を比較してより低額な方の金額が支給額となる。

※ 計算式「実際の家賃額（※2）+＜表A＞の基準額 - 世帯の収入合計額（※1）」で計算した結果が0以下（マイナス）になる場合は、対象外です。

※ 収入要件は、「住居確保給付金 チェックリスト2（収入要件）」を使ってご確認ください。

### (3) 支給期間

原則 3 か月間支給されます。

※給付金支給中は、支給決定通知書に同封されている「状況報告書」と世帯収入の証明書類（給与明細等）を、毎月5日までに提出いただく必要があります。

※支給期間中に世帯収入の合計額が収入基準を超えた場合や、期日までに「状況報告書」と世帯収入の証明書類が提出されなかった場合、転居した場合、生活保護を受けるようになった場合などは、支給が中止されます。

※支給期間である 3 か月を超えてもなお、生活が困窮している状況が続く場合は、北区くらしとしごと相談センターにご相談ください。

### (4) 支給方法

賃貸住宅の貸主または不動産媒介事業者など、申請者が通常、家賃を支払っている先の方が指定する金融機関の口座に、北区が直接振込みます。

※ 申請者の手元に給付金が届くことはありません。あらかじめご承知おきください。

### (5) 申請方法

#### ① 来所での申請

予約制です。必ず事前にお電話で予約し、必要書類をご持参のうえご来所ください。

書類の書き方に不安がある場合は、ご来所での申請をおすすめします。

生活相談もあわせてご希望の場合も、ご予約のうえご来所ください。

※「必要書類」は、「申請にあたりご用意いただく書類等」をご参照ください。

#### ② 郵送申請

申請書類は北区くらしとしごと相談センターで配布しています。

受け取りに来ることが難しい方は、申請書類の郵送をご請求ください。

※郵送は日数がかかることがあります。あらかじめご承知おきください。

★ 郵送申請の申込フォームでのお申込み

★ 電話でのお申込み >> 電話番号：03-6454-3104

★ FAXでのお申込み >> FAX 番号：03-5948-6041

（誤送信にご注意ください。誤送信の責任は負いかねます。あらかじめご承知おきください。）

申込フォーム



申請書類をご請求される時は、次の 5 項目(必須)をお知らせください。

(未記入の項目がある場合、郵送できないことがあります。)

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 1. 「住居確保給付金」郵送申請希望 | 2. お名前（フリガナもご記入ください） |
| 3. 郵便番号            | 4. 住所                |
|                    | 5. 電話番号              |

\* 申請書類に不備がある場合は受理できず、返送させていただくことになります。  
あらかじめご承知おきいただくとともに、不備がないよう、十分ご注意のうえお申込みください。

\* 申請書の記入に鉛筆や消せるボールペン、修正液を使用しないでください。

\* 郵便事故の責任は負いかねます。あらかじめご承知おきください。

## (6) 申請にあたりご用意いただく書類等

「申請にあたりご用意いただく書類等」(9 ページに掲載) をご参照ください。

## (7) 申請の流れ

「住居確保給付金 申請から支給完了までの流れ」(10 ページに掲載) をご参照ください。

## (8) その他

- ★最終的な支給の可否、支給額は、北区が審査により決定します。
- ★申請内容に虚偽がある場合など、不正な手段により給付金を受給したときは、支給した給付金をお返しいただきます。
- ★原則として1世帯1回のみ支給を受けることができます。  
過去に支給を受けた方、支給中止となった方は、申請することができません。  
ただし、今回の申請理由が「会社都合による離職」である方は再度申請が可能です。
- ★次の場合は対象外になります。
  - ・持ち家(集合住宅を含む)の住宅ローンや借地代のお支払い。
  - ・生計を同一にしていない同居人とルームシェアをしている。
  - ・借地借家法に基づく賃貸借契約ではない物件に居住している。(社宅、社員寮、ゲストハウスなどはこれにあたるケースが多いのでご注意ください。)
  - ・申請の時点で働くことができない方  
医師から就労が認められていない場合や、在留カードに「就労不可」と記載されており、就労が許可されていない場合などは対象外となります。
- ★給付金を次のことに充当することはできません。
  - ・滞納した家賃への充当
  - ・更新料への充当

## (9) 申請書類の送付依頼・提出、お問い合わせ

北区くらしとごと相談センター  
〒114-0021 北区岸町 1-6-17  
電話番号 03(6454)3104

開所：月～金曜日 8：30～17：15  
(土・日・祝祭日はお休みです。)

## 住居確保給付金 チェックリスト 1

該当 

住居確保給付金制度の対象となる方の基本的な条件	
次のいずれかに該当すること	
1 離職、自営業の廃業から 2 年以内の方で、就労能力及び意欲があり、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方。 ※医師から一切の就業を認められていない方は対象外です。	<input type="checkbox"/>
2 新型コロナウイルス感染症の影響など、自身の責任や都合によらないことが原因で、離職や廃業と同程度の収入状況に陥った方。	<input type="checkbox"/>
住居確保給付金を申請できる方の条件	
次の1～6、外国籍の方は1～7すべてに該当すること	
1 離職等の日まで世帯の生計を中心的に維持していた(世帯の「生計中心者」) ※ 離職等の日まで世帯の中で最も収入が多かった人を指します。 ※ 必ずしも世帯主とは限りません。	<input type="checkbox"/>
2 同居の家族等も含め、職業訓練給付金を受けていない。	<input type="checkbox"/>
3 生活保護受給中、もしくは申請中ではない。	<input type="checkbox"/>
4 住居の確保に関するその他の給付金を受けていない。	<input type="checkbox"/>
5 過去に住居確保給付金を受けていない。 ※ 今回の離職理由が「会社都合」による離職の場合を除きます。	<input type="checkbox"/>
6 賃貸借物件に居住しており、借地借家法に基づく賃貸借契約を貸主等と個別に行っている。 ※ルームシェアなど、貸主等と 1 対 1 で個別に賃貸借契約がされていない場合は対象外となります。 ※定期建物賃貸借契約を締結している場合も給付金支給の対象となりますが、契約期間満了による退去と同時に給付金の支給が中止となります。 ※社宅、社員寮などは、借地借家法に基づく賃貸借契約ではない可能性があります。契約書を確認し、会社にもご確認、ご相談ください。 ※持ち家(集合住宅を含む)の住宅ローン、借地代は対象外です。	<input type="checkbox"/>
7 外国籍の方は、 <b>在留期間内</b> の在留カードを持っており、 <b>就労により収入を得ることを認められている</b> 。 ※在留期限更新申請中の場合、その旨が確認できること。	<input type="checkbox"/>
収入要件及び資産要件	
収入要件及び資産要件を満たすこと (すべてに該当すること)	
1 「住居確保給付金チェックリスト 2」により、収入要件を満たす	<input type="checkbox"/>
2 「住居確保給付金チェックリスト 3」により、資産要件を満たす	<input type="checkbox"/>

## 住居確保給付金 チェックリスト2(収入要件)

### 1. 収入要件

申請時における世帯の収入合計額(A)から家賃額(B)を差し引いた額が右の表1に示された金額未満の世帯。

**世帯収入合計額(A) - 家賃額(B) < 表1の金額**

※世帯の収入合計額(A)は、下の「2. 世帯の収入合計額算出表」を使って算出した額です。

※家賃額(B)は、実際に支払っている賃料(管理費、共益費等を除く)と下の表2の上限額を比較した結果、**より低額な方の金額**です。

表1 いずれかで要件を満たします↓

単身世帯	84,000円未満	<input type="checkbox"/>
2人世帯	130,000円未満	<input type="checkbox"/>
3人世帯	172,000円未満	<input type="checkbox"/>
4人世帯	214,000円未満	<input type="checkbox"/>
5人世帯	255,000円未満	<input type="checkbox"/>
6人世帯	297,000円未満	<input type="checkbox"/>
7人世帯	334,000円未満	<input type="checkbox"/>

表2

世帯人員	1人世帯	2人世帯	3~5人世帯	6人世帯	7人世帯
上限額	53,700円	64,000円	69,800円	75,000円	83,800円

### 2. 世帯の収入合計額算出表

申請時における世帯の収入合計額(A)は、下の表を使って算出してください。

金額記入にあたっては、別添の「世帯収入を計算するにあたっての注意事項」をご参照ください。

収入の種類	金額	「収入要件を満たすことを示す書類」として提出するもの
申請者の給与収入(総支給額)	円	給与明細書 ※税金、社会保険料等控除前の額を確認する
配偶者の給与収入(総支給額)	円	給与明細書 ※税金、社会保険料等控除前の額を確認する
子などの給与収入(総支給額)	円	給与明細書 ※税金、社会保険料等控除前の額を確認する
子などの給与収入(総支給額)	円	給与明細書 ※税金、社会保険料等控除前の額を確認する
事業収入(売上等収入-経費)	円	売上等の収入と経費の両方が記載されている帳簿(※1)
定期的な仕送り	円	仕送りが振込まれている口座の通帳(振込2回分)
年金(税・保険料控除前)	円	年金支払額決定通知書、年金額変更通知書など
失業給付	円	雇用保険受給資格者証など
育児休業給付	円	給付が振込まれている口座の通帳(直近)
その他の手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
児童手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
児童育成手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
児童扶養手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
特別児童扶養手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
心身障害者福祉手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
重度心身障害者手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
障害児福祉手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
特別障害者手当	円	手当が振込まれている口座の通帳(振込2回分を確認)
<b>世帯の収入合計額(A)</b>	円	

## 世帯収入を計算するにあたっての注意事項

- 同居している家族、親族等、全員分の収入を合算します。
- 合算すべき収入は次のとおりです。
    - 給与収入＝正社員、契約社員、アルバイト等を問わず、会社、店舗等から雇われ、その賃金として得ている収入。
    - 事業収入＝自身で事業を起し、その事業で得た収入。売上等から経費を引いた額。
    - 定期的な仕送り＝家族、親族等から定期的に援助してもらっている額
    - 年金＝老齢年金 及び 障害年金。基礎年金、厚生年金、企業年金等すべてを合算する。
    - 手当等＝失業給付（失業手当）、育児休業給付のほか、児童手当、障害手当等定期的に支給されている手当
  - 合算しなくてよいものは次のとおりです。
    - 給与収入のうち、未成年の学生がアルバイトによって得た収入（未成年でも就学していない子、及び、学生であっても20歳以上の子の収入は合算の対象）
    - 新型コロナウイルス感染症の影響への対策として、一時的に支給を受けた「特別定額給付金」等
    - 新型コロナウイルス感染症の影響への対策として、東京都社会福祉協議会から貸付を受けた、緊急小口資金（特例貸付）及び総合支援資金（特例貸付）
    - 就学援助金
    - 一時的な所得  
例：フリーマーケットアプリ等による単発の売上。ただし、売買を生業にしている場合、定期的に収入を得ている場合を除く
- 給与収入は総支給額（額面）を合算します。ただし、交通費支給を差し引くことができます。
- 「総支給額（額面）」とは、税金、年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料などを差し引き（控除）する前の支給額です。
- 年金は、税金、各種保険料を差し引き（控除）する前の総支給額を合算します。
- 基礎年金、厚生年金は2カ月に1回の支給のため、総支給額を2で割り、1か月あたりの支給額を求め、合算します。
  - 企業年金、年金基金など、年1回支給されるものは、総支給額を12で割り、1か月あたりの支給額を求め、合算します。
- 各種手当など、数カ月に1回支給されるものは、それぞれ1か月あたりの支給額を求め、合算します。
- 例 心身障害者福祉手当が年3回、4万円ずつ振り込まれている場合  
→ 年3回ということは4カ月に1回、4万円ずつ振り込まれているため、1か月あたりの支給金額は、40,000円÷4カ月＝10,000円となる。

## 住居確保給付金 チェックリスト3(資産要件)

- ◆ 申請日における世帯の金融資産の合計額が、**下表のいずれかに該当する**世帯が資産要件を満たします。

世帯人員	世帯の金融資産の合計額	該当 <input checked="" type="checkbox"/>
単身世帯	504,000 円以下	<input type="checkbox"/>
2人世帯	780,000 円以下	<input type="checkbox"/>
3人以上の世帯	1,000,000 円以下	<input type="checkbox"/>

- 世帯の資産を計算するにあたっては、下の注意事項をご確認のうえ計算してください。

### 世帯の資産を計算するにあたっての注意事項

- 資産は、世帯全員分の金融機関の預貯金合計と現金で計算します。

- 合算すべき資産は次のとおりです。

- 未成年の子ども名義の預貯金も含め、すべての世帯員の預貯金額を合算します。
- 普通預金、定期預金、定額預金等、すべての預貯金の最新の残高を合算します。
- 手元に保管している現金（日々の生活費のほかに保管している現金がある場合）

- 「資産要件を満たすことを示す書類」として、次の書類をご提出いただきます。

- すべての世帯員が所有する、すべての金融機関口座の預貯金通帳の、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が記載されているページのコピー
- すべての世帯員が所有する、すべての金融機関口座の預貯金通帳の、普通預金、定期預金、定額預金等すべての口座種別の最新の残高がわかるページのコピー
- 残高がゼロである口座は、ゼロであることがわかるページのコピー  
総合通帳の場合、定期預金、定額預金等に預貯金がないことがわかるように、使用していない最初のページのコピーもご提出ください。

- 合算しなくてよいものは次のとおりです。

- 債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等
- 事業に充てるために準備した資金  
事業用の預金口座に預けるなど、事業用と明確にわかるようにしてください。
- 金額と支払期限が明確になっている、子どもの学費のために借りた奨学金、国の教育ローンなど  
金額と支払期限がわかる書類のコピーを添付してください。

- 注意すべき点は、次のとおりです。

- 負債がある場合、金融資産と相殺しません。
- 申請の直前に預貯金口座から現金を引き出したことにより、資産要件を満たす額となった場合、本審査の段階において、引き出した現金の用途を問われ、審査に影響する場合があります。



## 申請にあたりご用意いただく書類等

以下の書類等をご用意いただき、申請書類とともにご提出ください。

1	<b>本人確認書類</b>	□
	<p>いずれかの写しをご提出ください。※裏面もコピーしてください。</p> <p>□運転免許証 □マイナンバーカード（写真付き。マイナンバー通知カードは不可）          □パスポート □住基カード □健康保険証 □住民票          □在留カード（外国籍の方は必ずご提出ください。）</p>	
2	<b>(1)【離職、廃業の方】離職、自営業の廃業から2年以内であることを示す書類</b>	□
	<p>□離職した方  いずれかの写しをお持ちください。</p> <p>□離職票 □解雇通知書 □有期雇用契約の非更新通知 □雇用保険受給資格者証          □雇用主が発行する退職証明書 □退職時に発行された退職年月日記載の源泉徴収票</p> <p>□廃業した方          □廃業届など、廃業した年月日を確認できる書類の写し</p> <p>★いずれの書類も提出できない場合は、「離職状況等に関する申立書」をご提出ください。</p>	
	<b>(2)【減収の方】自身の責任や都合によらないことが原因で減収したことを示す書類</b>	
3	<p>いずれかの写しをご提出ください。</p> <p>□雇用主からの休業を命じる文書          □アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書（シフト表の写しなど）          □請負契約等のアポイントメントがキャンセルになったことがわかる文書          □飲食店等の「予約」がキャンセルになったことがわかる文書          □飲食店等が休業していることがわかる文書</p> <p>※「文書」は紙媒体の通知に限らず、メールや店頭への張り紙の画像、ホームページでの告知などでも構いません。プリントしてお持ちください。</p> <p>★いずれの書類も提出できない場合は、「就業機会の減少に関する申立書」をご提出ください。</p>	□
	<b>収入要件を満たすことを示す書類 ※同居家族全員分が必要です。</b>	
4	<p>□就労収入がわかる書類（未成年の学生のアルバイト代を除く）          □給与明細の写し</p> <p>□自営業の収入がわかる書類          □売り上げなどの収入と経費の両方が記載された帳簿の写し</p> <p>□年金額がわかる書類          □年金支払額決定通知書 □年金振込通知書 などの写し</p> <p>□手当などの額がわかる書類          手当が振込まれている口座の通帳の写し(口座名義がわかるページと振込2回分のページ)</p>	□
	<b>資産要件を満たすことを示す書類 ※同居家族全員分が必要です。</b>	
5	<p>□同居家族全員分の、すべての預貯金通帳の最新の残高の写し、もしくは預金残高証明書          普通預金、定期預金、定額預金などすべての預貯金についての残高がわかるページの写し</p>	□
	<b>居住可能な賃貸物件の賃貸借契約を個別に結んでいることを示す書類</b>	
6	<p>□現在居住している物件の賃貸借契約書の写し</p>	□
	<b>印鑑 ※申請書類に押してください。</b>	
	<p>□朱肉で押す認印（いわゆる三文判でよい。インキ浸透印（シャチハタなど）は不可。）</p>	□

※ 用意することができない書類がありましたら、ご相談ください。

# 住居確保給付金 申請から支給完了までの流れ

## 申請者の動き

## くらしとしごと相談センター・北区の動き

申請書類を入手する

支給対象となるかを確認する

申請書類を提出する

来所による申請の場合、窓口で申請書類をご記入いただきます。必要書類等をご持参のうえご来所ください。

### 仮審査

申請の可否を審査する

#### 申請可の場合

「入居住宅に関する状況通知書」を発行

#### 申請不可の場合

申請書類をすべて、申請者に返送する

「入居住宅に関する状況通知書」を貸主または管理会社等の不動産媒介業者等に作成してもらう

作成済みの「入居住宅に関する状況通知書」を提出する

月末営業日まで

申請月

### 本審査

支給の可否と支給額を審査する

#### 支給決定の場合

- 決定通知書にて支給額を通知する。
- 住居確保給付金受給中の状況報告書の送付(同封)

20日頃

#### 支給不可の場合

不支給決定通知書を送付する

#### 住居確保給付金の支給

- 貸主又は不動産媒介業者等に支給額を送金する

月末営業日

1 か月目

住居確保給付金受給中の状況報告書と世帯全員分の収入の証明(給与明細等)を提出する

5日まで厳守

期日までの提出がない場合、支給は中止されます。ご注意ください！

### 収入要件の確認

#### 収入基準内の場合

2 か月目の給付金を貸主又は不動産業者等に送金する

月末営業日

2 か月目

#### 収入基準オーバー

支給中止の連絡をする

住居確保給付金受給中の状況報告書と世帯全員分の収入の証明(給与明細等)を提出する

5日まで厳守

3か月経過後もなお、生活が困窮する場合は北区くらしとしごと相談センターへ相談してください。

### 収入要件の確認

#### 収入基準内の場合

3 か月目の給付金を貸主又は不動産業者等に送金する

月末営業日

3 か月目

#### 収入基準オーバー

支給中止の連絡をする